

# 浜松市人権施策推進連絡会要綱

(設置及び目的)

第1条 人権施策の総合的推進を図るため、庁内に人権施策推進連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(組織及び委員)

第2条 連絡会の委員は、別表の各課の長をもって充てる。

(所掌事項)

第3条 連絡会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権施策の推進に係る庁内関係課間の連絡調整・情報交換に関すること。
- (2) 人権施策の推進に係る調査・検討に関すること。
- (3) その他本会の目的の実現のため必要な事項。

(会議)

第4条 連絡会は必要に応じて招集し、連絡会が必要と認める時は、委員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会の招集、会議の座長は健康福祉部福祉総務課人権啓発センター所長が行い、その庶務は健康福祉部福祉総務課人権啓発センターにおいて処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は連絡会に諮り座長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年6月16日から施行する。

- 1 平成10年8月21日一部改正
- 2 平成12年4月1日 一部改正
- 3 平成13年4月1日 一部改正
- 4 平成15年4月1日 一部改正
- 5 平成17年4月1日 一部改正
- 6 平成19年4月1日 一部改正
- 7 平成20年4月1日 一部改正
- 8 平成21年4月1日 一部改正
- 9 平成22年4月1日 一部改正
- 10 平成23年7月1日 一部改正
- 11 平成24年4月1日 一部改正
- 12 平成25年4月1日 一部改正
- 13 平成27年4月1日 一部改正

別表（第2条関係）

## 浜松市人権施策推進連絡会委員

平成27年4月1日 現在

	部 名	課（室）名	備 考
1	企画調整部	広聴広報課	
2	企画調整部	国際課	
3	企画調整部	情報政策課	
4	総務部	人事課	
5	市民部	市民生活課	
6	市民部	ユニバーサル社会・ 男女共同参画推進課	
7	健康福祉部	福祉総務課	
8	健康福祉部	障害保健福祉課	
9	健康福祉部	高齢者福祉課	
10	健康福祉部	精神保健福祉センター	
11	健康福祉部	健康増進課	
12	健康福祉部	保健総務課	
13	健康福祉部	保健予防課	
14	こども家庭部	次世代育成課	
15	こども家庭部	子育て支援課	
16	こども家庭部	児童相談所	
17	こども家庭部	幼児教育・保育課	
18	産業部	産業総務課（雇用・労政担当）	
19	学校教育部	教職員課	
20	学校教育部	指導課	
21	学校教育部	保健給食課	
22	中区役所	社会福祉課	